資料 1
R2 第 5 回委員会
(R3. 1. 15)
(書面会議)

# 公立大学法人長野大学 大学院設置に伴う対応について

### 1 趣 旨

長野大学では、令和3年4月の長野大学大学院の設置を目指し、文部科学省に設置認可等の手続を行ってきた結果、10月23日(金)付で文部科学大臣より認可されました。これを受けて、中期目標及び中期計画の大学院に関連する事項を変更する必要がある。

#### 2 対応内容

#### (1)中期目標の変更(12月)

地方独立行政法人の設立団体の長に策定が義務付けられている「地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標」であり、中期目標の変更には、<u>あらかじめ、評価委員会の</u>意見を聴くとともに、議会の議決が必要となる。

#### (2) 中期計画の変更(令和3年1~3月予定)

地方独立行政法人は、設立団体の長から中期目標の指示を受けたときは、目標を達成するための計画を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。

設立団体の長は公立大学法人に係る中期計画について、認可しようとするときは、<u>あらか</u>じめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

#### 3 今後の予定

令和2年 10月 文部科学省より大学院設置認可(10月23日)

11月 中期目標変更について評価委員会の意見聴取 (11月9日)

12月 中期目標変更の議案を市議会に提案

(議決後) 市から法人に中期計画変更指示(12月15日)

法人から市に中期計画認可申請(12月25日)

令和3年 1月 中期計画変更について評価委員会の意見聴取

1月 中期計画変更認可

#### 4 参 考(地方独立行政法人法)

(中期目標)

- 第25条 設立団体の長は、三年以上五年以下の期間において地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標(以下「中期目標」という。)を定め、当該中期目標を当該地方独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。当該中期目標を変更したときも、同様とする。
- 3 設立団体の長は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、 評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

## (中期計画)

第26条 地方独立行政法人は、前条第一項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、設立団体の規則で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画(以下「中期計画」という。)を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。<u>当該中期計画を</u>変更しようとするときも、同様とする。

## (中期目標等の特例)

#### 第78条

- 3 設立団体の長は、公立大学法人に係る中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該公立大学法人の意見を聴き、当該意見に配慮しなければならない。
- 4 設立団体の長は、公立大学法人に係る中期計画について、第二十六条第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。